

子どもの貧困調査研究コンソーシアム
運営委員会細則

(目的)

第1条 この細則は、子どもの貧困調査研究コンソーシアム規約（以下「規約」という。）第7条4の規定に基づき、子どもの貧困調査研究コンソーシアム運営委員会（以下「運営委員会」という。）の構成、運営等に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 運営委員会は規約第5条に定める参加機関を代表する運営委員によって構成する。

(任務)

第3条 運営委員会は以下の事項について審議および議決する。

- 規約第7条6の規定に基づく研究機関による子どもの貧困調査研究コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）参加申請
- 規約第6条2の規定に基づく研究参加者のコンソーシアム参加
- 規約第6条3の規定に基づく研究参加者のコンソーシアム退会
- 規約第13条1の規定に基づく使用禁止通知
- 規約第15条1の規定に基づく自動終了
- その他、コンソーシアムの運営に関する重要事項

(運営委員)

第4条

1. 運営委員は、規約第6条に定める参加機関に所属する研究参加者のうち、参加機関、あるいは参加機関の所属する大学と期間の定めのない雇用関係にあるものが互選する。
2. 運営委員は、子どもの貧困調査研究コンソーシアム秘密情報管理委員会委員を兼ねる。
3. 運営委員の数は参加機関ごとに1名とする。
4. 運営委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。
5. 運営委員の任期が満了したときは、その後任の運営委員が選任されるまでは、前任の運営委員がその職務を継続して執行する。
6. 参加機関は運営委員の選任後、その氏名を速やかに運営委員会に報告するものとする。

7. 運営委員は運営委員会の招集およびメール審議の実施を運営委員長に要請することができる。

(運営委員長及び副運営委員長)

第5条

1. 運営委員会に運営委員長1人及び副運営委員長1人又は若干人を置く。
2. 運営委員長は、運営委員が互選する。
3. 副運営委員長は、運営委員長が指名し、運営委員会がこれを承認する。
4. 副運営委員長は、運営委員長が欠け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理する。

(運営委員長の職務)

第6条 運営委員長は、以下の職務を行う。

- 運営委員長は、随時必要に応じて運営委員会を招集する。
- 運営委員長は、随時必要に応じて電子メール審議の実施を運営委員に通告する。
- 運営委員の過半数から運営委員会の招集もしくはメール審議の実施の要請があった場合、運営委員長は運営委員会を招集もしくはメール審議を実施しなければならない。
- 運営委員長は、運営委員会の議長および電子メール審議の議事進行役を務める。

(定足数)

第7条

1. 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席を要する。ただし、代理人をたてた運営委員または委任状を提出した運営委員または事前に書面にて議決権を行使した運営委員は出席とみなす。
2. 電子メール審議は運営委員長がその実施を運営委員に通告した時点で成立する。

(議決)

第8条

1. 運営委員会の議事は、その決議について議決権のある運営委員の過半数をもって決する。
2. メール審議の議事は、運営委員の議決権の過半数をもって決する。
3. 運営委員は、1個の議決権を有する。
4. 一の議案につき、賛成とする意見と反対とする意見が同数である場合は、運営委員長が決する。
5. 議決の方法は、拍手または挙手または投票または電子メールを含む書面とする。

(代理議決等)

第9条

1. 運営委員は、運営委員長に事前に通告することで、自身の所属する参加機関の別の研究参加者を代理人として運営委員会に出席させることが出来る。
2. 代理人は、運営委員に代わり運営委員会に参加し、議決権の行使を代理する。
3. 運営委員が、運営委員会にやむを得ず欠席する場合には、委任状の提出によって議決を運営委員長に委任することが出来る。
4. 運営委員が、運営委員会にやむを得ず欠席する場合には、あらかじめ通知された事項について電子メールを含む書面をもって議決することが出来る。

(会議の同席)

第10条

1. 運営委員会には運営委員のほか、次の関係者が同席することが出来る。
 - 参加機関の運営委員以外の参加研究者
 - 子どもの貧困調査研究コンソーシアム事務局員
 - 参加機関の職員
 - その他、運営委員長が同席の必要性を認める者
2. 同席者は運営委員長の指名により会議で発言することが出来る。ただし、議決権を持たない。
3. 運営委員長は議事の内容により同席者の退場を求めることが出来る。
4. 2ならびに3の規定は、運営委員の代理人として運営委員会に出席する者には適用されない。

(議事進行の原則)

第11条

1. 発言の機会均等など
 - 発言者は必要最短時間に簡にして要をえた発言をする。
 - 議長は発言の機会を公平に配分する。
2. 少数意見の尊重
 - あらゆる意見の提供を求め、その趣旨を十分に傾聴する。
 - 少数意見・反対意見も慎重に取り扱う。
3. 一事不再理
同一の議題については、同一の年度内は付議しない。ただし、次の場合には再審議することが出来る。
 - 法律に違背した決定であった場合
 - 公序良俗に違背した決定であった場合

- 誤った情報と認識のうえに立っての決定であった場合
- 相手方との交渉の過程にある場合
- 原案作成の段階として審議の過程にある場合
- 運営委員の 4 分の 3 以上より再審請求のあった場合

(秘密保持義務)

第 12 条 運営委員および運営委員会の同席者は、その職務に関して知り得た秘密を洩らしてはならない。

(細則の改正)

第 13 条 この細則の改正は、運営委員会またはメール審議における過半数の賛成をもって成立する。

(記録と報告)

第 14 条

1. 運営委員長は、運営委員会終了後、速やかに議事録を作成する。
2. 運営委員長は、運営委員会への出欠を問わず、すべての運営委員に議事録を送付する。

(庶務)

第 15 条 運営委員会の庶務は、コンソーシアム事務局において処理する。

付則

この細則は、令和元年 11 月 12 日から施行する。